

福島県コンベンション・エキスカーション補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、県内の産業振興と地域の活性化を図るため、県内においてコンベンションを実施する主催者（以下「補助事業者」という。）に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 前条のコンベンションとは、本県の産業の振興または、学術、芸術、文化の向上に寄与する学会、会議、大会等とし、展示会、スポーツ大会、コンクール、イベント、コンサート又はこれらに準ずるものを除く。

2 本要綱における東北規模のコンベンションとは、東北各県の支部長会議や、東北地区のブロック会議等、対象をおおむね東北全域とするコンベンションをいう。

3 本要綱におけるシャトルバス等とは、貸切のバス、ジャンボタクシー等をいう。

4 本要綱における浜通りとは新地町、相馬市、南相馬市、飯舘村、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、広野町、いわき市をいう。

5 本要綱におけるエキスカーションとは、コンベンションの主催者が企画し、あらかじめコンベンション参加者に周知され、かつコンベンションの開催に伴い実施される、福島県の文化、社会、自然、歴史に関する観光、視察等をいう。

(補助の対象)

第3条 コンベンション補助金及びエキスカーション補助金の対象、要件及び交付額は、別表1に掲げるとおりとする。

2 次の各号のいずれかに該当するものは、補助の対象としない。

(1) 国又は地方公共団体が主催するもの

(2) 県から他に補助金の交付又は補助金に類する支援を受けているもの

(3) 興行又は営利を目的とするもの

(4) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの

(5) その他県が不相当と認めるもの

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書は様式第1号によるものとし、その提出期限は事業に着手する日から起算して20日前までとする。

2 規則第4条第2項第2号のその他別に定める書類は、次のとおりとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、補助予定額の20%以内の減とする。

(変更等の承認の申請)

第6条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、様式第2号を知事に提出しなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項の別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(完了報告)

第8条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに様式第3号を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、様式第4号に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合においては承認を受けた日）から起算して20日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) その他知事が必要と認める書類
(補助金の額の確定等)

第10条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の支払)

第11条 補助金は前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときには、様式第5号による請求書を知事に提出しなければならない。

(会計帳簿の整備等)

第12条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第13条 補助事業者は、規則第4条第1項の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税の額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第6号を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除額の全部又は一部の返還を命じることができる。

3 前項の補助金の返還制限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

第2条 福島県コンベンション開催支援事業補助金交付要綱（平成30年4月2日付29
観第1725号）は廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和4年3月30日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

(1) コンベンション補助金 補助対象・要件及び交付額

	コンベンション補助金				
			国際会議加算	シャトルバス等加算	
補助の対象及び要件	1 東北規模以上又は東北規模以上ではない場合でも本県の復興支援を目的に県内で開催されるコンベンション 2 4月1日から翌年2月末日までに開催されるコンベンション 3 会期が1泊2日以上又は会期が1日のみの場合でも宿泊を伴いその前後いずれかの日にエクスカージョンが開催されること 4 主催者から、コンベンション参加者に対して、県内観光等に係る情報提供を行っていること 5 助成対象は(2)に掲げる会議部分の開催経費とし、宴会や参加者の宿泊、エクスカージョン等に係る経費を除く 6 収支決算上、県及び市町村のコンベンション補助金の合計が支出を上回る場合を除く		日本を含む3カ国以上から参加があるコンベンション	コンベンション会場の最寄りの新幹線又は特急停車駅からコンベンション会場までの参加者の送迎用として、補助事業者が手配したシャトルバス等	
コンベンションの開催地	福島県浜通り以外	福島県浜通り	福島県内	福島県浜通り	
最低人泊数	100人泊	30人泊	浜通りは30人泊 その他100人泊	30人泊	
補助金の交付額	30人泊～99人泊 100人泊～199人泊 200人泊～299人泊 300人泊～499人泊 500人泊～999人泊 1,000人泊～1,499人泊 1,500人泊～	0円 150,000円 300,000円 500,000円 1,000,000円 1,500,000円 2,000,000円	100,000円 150,000円 300,000円 500,000円 1,000,000円 1,500,000円 2,000,000円	・1泊目 10,000円/人 ・2泊目以降 5,000円/人 ただし、1泊目を含めた全体で20,000円/人を上限とし、加算額の総計は3,000,000円を上限とする。	シャトルバス等経費に1/2を乗じて得た額(千円未満切り捨て)とシャトルバス等1台当たり50,000円を手配台数に乗じて得た額の、いずれか低い額

(2) コンベンション補助金 補助対象経費

項目	内容
使用料	会議室使用料、備品使用料、借り上げバス経費等
印刷製本費	プログラム、配布資料の印刷経費等
報償費	講師や司会の謝金等
旅費	講師や司会の交通費・宿泊費等（一般参加者の経費は対象外）
委託料	会場設営委託経費、催事委託経費等
諸経費	消耗品費、通信費、運搬費等

(3) エクスカーション補助金 補助対象・要件及び交付額

補助の対象及び要件	<p>1 東北規模以上又は東北規模以上ではない場合でも本県の復興支援を目的に県内で開催されるコンベンションの開催に伴い実施されるエクスカーション</p> <p>2 コンベンション主催者が企画及び実施する観光、視察等であり、福島県内の有料観光施設等への訪問が1ヵ所以上含まれ、日程が概ね半日以上あること</p> <p>3 コンベンションの開催日程を通して宿泊のない場合を除く</p> <p>4 コンベンション主催者からエクスカーション参加者に対して県内観光等に係る情報提供を行っていること</p> <p>5 収支決算上、県及び市町村のエクスカーション補助金の合計が支出を上回っている場合を除く</p>	
コンベンション開催地	福島県内	
最低人数	10人	
補助金の交付額	10人～19人	30,000円
	20人～29人	45,000円
	30人～49人	65,000円
	50人～69人	100,000円
	70人～99人	140,000円
	100人～149人	200,000円
	150人～199人	300,000円
	200人～249人	400,000円
	250人～299人	500,000円
300人以上	600,000円	

(4) エクスカージョン補助金 補助対象経費

項目	内容
使用料	会場使用料、借り上げバス経費等
印刷製本費	配布資料の印刷経費等
委託料	催事委託経費
諸経費	消耗品費、通信費、運搬費等